町内小・中学校保護者の皆様 町内幼児施設保護者の皆様 町内学 童 保 護 者の皆様

> 飯豊町教育委員会 教育長 熊 野 昌 昭 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の対応と今後の感染症対策について (お知らせとお願い)

日頃、町教育行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度、<u>町内の学校・施設関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されました。</u>該 当の学校・施設では、町の対策本部や保健所の指導により対応しているところです。

山形県でも感染者が急増している中、これ以上の感染拡大を防止する点からも、今後の生活について再度家族全員で確認をしていただくとともに、下記事項についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 基本的な感染防止対策について

引き続き、マスク (不織布製が望ましい) の着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密 (密閉、密集、密接の全てを避ける)、換気などの基本的な感染防止対策を改めて徹底をお願いします。

2 健康観察の徹底について

朝、登校前にお子さんの健康観察をお願いします。風邪症状等をはじめ、腹痛や下痢、倦怠感など体調に変化がある場合は、登校を控え、医療機関を受診するようお願いします。

また、同居の家族に風邪症状等がみられる方がいる場合は、登校を控えていただきますようご理解とご協力をお願いします。(2月20日まで)その際は学校に連絡をお願いいたします。(出席停止扱いになります)

3 ワクチンを接種していない・できないお子さんの感染防止について

ワクチンを接種していない家族の方や、ワクチン接種の対象年齢に満たないお子さんはできるだけ感染リスクが高い行動を避けていただくとともに、体調に不安がある場合などには家庭内でもマスクを着用するなど感染防止対策の徹底のご理解とご協力をお願いいたします。

4 感染や濃厚接触になった場合の対応について

(1) 飯豊町が「山形県における新型コロナ対応の目安 $0\sim2$ 」(現在レベル2) に区分される場合 $\frac{1}{2}$ ※①-②の場合について、本人または保護者より、速やかに学校に連絡をお願いいたします。

状 況		対 応
	① 感染が判明した場合	・濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校を
学校関係者(児童生徒と教職員)	*学校に連絡をお願いします	閉鎖します。保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を
		行います。
		・学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場
		合には、新たな臨時休業になる場合があります。
	② 感染者の濃厚接触者にあたる	・本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から <u>7日間</u> の健
	と特定された場合	康観察期間中、自宅待機とします。必要に応じて校内消
	*学校に連絡をお願いします	毒等の対策を行います。対策の実施等が必要な場合、学
		校の一時閉鎖を行います。
		・閉鎖解除後は、学校では感染防止対策等を再開するとと
		もに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認など
		を行います。
	③ PCR検査の受検対象者と	・本人を自宅待機とするとともに学校では感染防止対策を
	判断された場合	徹底します。
	*学校に連絡をお願いします	
	④ 同居している家族等が、感染	・本人を自宅待機とするとともに(同居している家族が陰
	者の濃厚接触者にあたると特定	性と判定されるまで)、学校では感染防止対策を徹底し
	された場合またはPCR検査の	ます。
	受検対象者と判断された場合	
	*学校に連絡をお願いします	
⑤ 町内に感染者が確認された場合		・町内で感染が確認されたが、「学校関係者及び同居して
		いる家族」ではない場合は、感染防止対策を徹底したう
		えで、学校の教育活動を継続します。
⑥ 近隣市町で感染が確認された場合		・感染防止対策を講じたうえで、通常の教育活動を行いま
		す。

(2) 飯豊町が「山形県における新型コロナ対応の目安3~4 [特別警戒・非常事態レベル]」に区分される場合

学校運営ガイドラインに準じ、保健所や関係機関と連携の上、学校における感染拡大状況も踏まえて、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとします。

町長から地域全体の社会・経済活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた町一斉の臨時休業を教育委員会で検討いたします。

(3)職場や親戚に新型コロナウイルス感染症感染した方がいる場合、感染の疑いがある方がいる場合など、心配なことがございましたら、学校までお知らせください。

5 新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷の絶無について

新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者とその家族、治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別に繋がるような行為が問題となっております。このような行為は許されるものではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めていただくとともに、冷静な行動をしていただきますよう皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。引き続き、児童・生徒への差別・偏見の防止について指導して参ります。

飯豊町教育委員会 教育総務課☎87-0518・0519